

## 「伊勢市議会基本条例（案）」における パブリック・コメントの結果概要について

### **1 パブリック・コメント実施の概要**

- (1) 意見募集した案件  
伊勢市議会基本条例（案）
- (2) 意見募集方法  
伊勢市公報、伊勢市ホームページ、広報いせ、  
伊勢市行政チャンネル（文字放送）
- (3) 条例（骨子）（案）の閲覧場所（19 箇所）
  - ・伊勢市役所本館東庁舎 1 階（介護保険課前）
  - ・総務部総務課
  - ・総合支所生活福祉課（二見・小俣・御薗）
  - ・支所（神社・大湊・宮本・浜郷・豊浜・北浜・城田・四郷・沼木）
  - ・伊勢市立伊勢図書館
  - ・伊勢市立小俣図書館
  - ・伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
  - ・伊勢市二見生涯学習センター
  - ・いせ市民活動センター
- (4) 意見提出の対象者  
伊勢市内に在住または通勤・通学している人および利害関係者
- (5) 意見募集の期間  
平成 29 年 7 月 14 日（金）から平成 29 年 8 月 14 日（月）

### **2 意見募集の結果（平成 29 年 8 月 14 日現在）**

意見数 2 人（28 件）

#### 【内訳】提出方法別

- ・Eメール 1 人（14 件）
- ・ファックス 0 人（0 件）
- ・窓口提出 1 人（14 件）
- ・意見箱 0 人（0 件）

### 3 意見内容及び市議会の考え

No.	寄せられたご意見	市議会の考え
1 ①	<p>・目次をつけるべきです。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <p>第1章 総則（第1条・2条）</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則（第3条－6条）</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>	<p>ご指摘のとおり、目次を追加します。</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則（第2条－第7条）</p> <p>第3章 市民と議会の関係（第8条・第9条）</p> <p>第4章 議員の定数及び報酬（第10条・第11条）</p> <p>第5章 議会と市長等との関係（第12条）</p> <p>第6章 議会の運営（第13条－第16条）</p> <p>第7章 政務活動（第17条）</p> <p>第8章 議会の体制整備（第18条－第20条）</p> <p>第9章 議員の倫理（第21条）</p> <p>第10章 議会事務局等の充実（第22条・第23条）</p> <p>第11章 補則（第24条・第25条）</p> <p>附則</p>
1 ②	<p>・二元代表制の所についてももう少し詳しく明記したら？</p> <p>&lt;例&gt;</p> <p>伊勢市議会は、伊勢市民から選挙で選ばれた議員により構成された合議制の機関であり、二元代表制のもと、同じく市民から選ばれた伊勢市長と、それぞれの特性を活かしながら、市民の負託に答える責務を負っている。</p>	<p>前文に詳しく明記の予定はありませんが、二元代表制の特性は、当該パブリックコメントでお示した「伊勢市議会基本条例(案)逐条解説」の中の用語解説で明記しております。</p>
1 ③	<p>・（目的）のところについて</p> <p>&lt;例&gt;</p> <p>第1章 総則（目的）・（基本理念）とし、（基本理念）もつけるべし・・・</p> <p>（基本理念）議会責任を強く認識し、真の地方自治の実現を目指すものとする。</p> <p>を追加しては・・・</p>	<p>市議会のあるべき姿は、前文の中で明らかにしております。</p>

No.	寄せられたご意見	市議会の考え
1 ④	(議員活動原則) 第3条・2についての追加文言として ・議会活動について市民に対して説明するよう努めること。 第3条・4の追加として ・議会活動を最優先するよう努めること。	第3条第2項の「市民の代表としてふさわしい活動」の中には、市民への説明責任を果すことはもちろんのこと、常に大きな視点に立って市民全体の利益を最優先に考えて行動し、議会活動をするよう努めることも含まれております。
1 ⑤	(会派) 第7条・3の追加として ・会派は必要に応じて会派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。	円滑な議会活動を行うため会派を結成することができるとしています。 ご指摘の内容については、今後の課題と考えます。
1 ⑥	(委員会) 第16条・委員会は、のところについて ・議会における法第109条に規定する委員会は、を頭につけるべし。	ご指摘の趣旨を踏まえて、ご提案の原文ではございませんが、第16条第1項については、委員会を「常任委員会及び特別委員会」に置き換えて、第16条第2項については、委員会を「常任委員会」に置き換えて、具体的な委員会名を明記します。
1 ⑦	(議会事務局) 第22条・議長は、・・・のところについて ・議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として・・・に変更しては・・・ <議長でなく、議会は・・・ではないでしょうか？>	ご指摘の趣旨を踏まえて、「議会」に変更します。
1 ⑧	第22条・2の追加として ・議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、職務に専念するものとする。	ご指摘の趣旨を意識しながら、議会事務局職員は、日々職務に専念しています。
1 ⑨	(他の条例との関係)・(見直し手続)について ・(最高規範性)について追加をしてはどうか？ 第24条 この条例は、議会運営における最高規範である、の追加。	本条例案の位置づけについては、最高規範的位置づけになりますが、他の条例と並立するものとして、整合性を図りながら運用するものです。

No.	寄せられたご意見	市議会の考え
1 ⑩	<p>(見直し手続) について 第 25 条について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常に検証し、のどころ</li> </ul> <p>&lt;具体的にすべきです&gt; たとえば・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年 1 回特別委員会において検証する・・・</li> <li>・議会は、一般選挙を経た任期開始前に、検証する・・・</li> </ul> <p>&lt;具体的な期日を明記したらどうか&gt;</p>	<p>議会として、議会基本条例の制定後も条例の目的等が常に達成されているかどうかを検証し、その検証結果に基づき、必要に応じて条例の改正を含む適切な措置を講じることについて規定していますが、そのための具体的な検証は、議会のあり方調査特別委員会で常に行ってまいります。</p>
1 ⑪	<p>追加の条文提案として・・・ (閉会中の文章による質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は閉会中に特に緊急を要する事案が発生した場合、議長と協議の上、市長に対し文章で質問を行い、文章による回答を求めることができる。</li> </ul> <p>前項の文章による質問及び回答は、市民に公表するものとする。</p>	<p>地方自治法上で定められた調査権を補完するものであると考えますが、現在、制度運用には至っておらず、今後検討してまいります。</p>
1 ⑫	<p>(議長の責務と役割) 第 5 条について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補足し下記の条文提案として・・・ (議長及び副議長)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議長は、議会全体の代表者として、中立性及び公平性を確保して職務を行なわなければならない。</li> <li>・議長は、議場の秩序を保持し、議事の整理に努め、議会の事務をつかさどる。</li> <li>・副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、前 2 項の規定に基づき議長の職務を行うものとする。</li> </ul>	<p>議長には各種の権限が与えられていることから、その職務執行に当たっては、中立かつ公正さが特に要請されるため、第 5 条を設けています。</p> <p>ご指摘の点については、議長及び副議長の職務遂行上の基本原則であり、地方自治法第 104 条及び第 106 条第 1 項に定められています。</p>
1 ⑬	<p>(市民参加及び市民との連携) 第 8 条について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報告会等の文言について 単独の条文としたらどうか?</li> </ul> <p>&lt;案&gt; (議会報告会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 8 条 議会は、市政全般に関する課題について市民と意見交換できる場として議会報告会を開催するものとする。</li> </ul> <p>&lt;開催すると名言すべきです&gt;</p>	<p>ご指摘の点については、本年は多様な団体との意見交換会を開催しており、大学生をはじめとする若い世代へのアプローチも実施しております。</p> <p>議会報告会については、広報広聴機能の 1 つとして、引き続き検討してまいります。</p>

No.	寄せられたご意見	市議会の考え
1 ⑭	<p>条例(案)の中に、「別に定める」とか「別に条例で定める」とかありますが、具体的にどうなっているのか、中身が分からない。          &lt;意見の出しようがありません&gt;</p>	<p>ご指摘の点については、当該パブリックコメントでお示した「伊勢市議会基本条例(案)逐条解説」の中の用語解説で明記しております。</p>
2 ①	<p>この議会基本条例案は、議会活動の原則を定めたとあるが、以下の項目について明記がされていないことを残念に思っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議事録や会議録などの議会活動の記録について、作成と管理についての明記がない。</li> <li>2. 会議の非公開の可否及び、非公開にできる条件の明記がない。</li> <li>3. 議長の任期について、明記がない。</li> <li>4. その他の役職者について</li> <li>5. 委員会の長について、明記がない。</li> <li>6. 委員会の活動について、議長または議会に対して報告の明記がない。</li> </ol>	<p>ご意見として承ります。</p>
2 ②	<p>第2条 議会の活動原則          (5) その他役職者を選出するときは、それぞれの役職に対して、その選出の過程を市民に明らかにすること</p>	<p>各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長については、各委員会で互選しており、選出方法については、伊勢市議会委員会条例第8条第2項で明記しております。</p> <p>監査委員については、地方自治法第196条第1項により、地方公共団体の長が議会の同意を得て、議員のうちから委員を選任することが定められています。本市議会は、伊勢市議会会議規則第163条第2項に規定する協議及び調整の場である全員協議会で協議し、本会議で決定しています。</p>
2 ③	<p>(6) 役職者の任期を、市民に対して明らかにすること。</p>	<p>議長及び副議長の任期は、地方自治法第103条第2項で、議員の任期とされています。</p> <p>監査委員の任期は、地方自治法第197条で議員から選出される議員とされており、議員の任期とされています。</p> <p>委員長及び副委員長の任期は、伊勢市議会委員会条例第8条第3項で委員の任期とされており、第4条第1項で1年とされています。</p> <p>なお、伊勢市議会では、議長及び副議長並</p>

No.	寄せられたご意見	市議会の考え
		<p>びに監査委員の任期については、慣例で1年とする運用にしていることから、今後検討してまいります。</p>
<p>2 ④</p>	<p>(7) 上記の活動について、議事録等の記録を作成し、市民に明らかにすること。</p> <p>現在、すでにある役職についての選出方法を、明記する必要があると考える。 そのために、(5)として議長や副議長以外の役職者や委員会の会長・副会長の選出について、明記して欲しい。</p> <p>(6) 役職者の任期について、明らかにして欲しい。</p> <p>(7) 現在行われている議事録作成や会議録作成について、明記する必要があると考える。</p> <p>議事録や会議録は、議会活動の記録として最も重要なものだと考える。 議事録は、未来の伊勢市民にとって歴史資料であり、現在の伊勢市民にとっては重要な合意形成過程の証であり、議員及び議会事務局の労働の証である。 そのことについて、全く明記されていないことを残念に思う。</p>	<p>ご指摘の件につきましては、「議会の活動原則」に追加の明記の予定はありませんが、(5)その他役職者の選出、及び(6)役職者の任期については、No.2②及び③のとおりです。</p> <p>また、(7) 会議録の作成につきましては、伊勢市議会会議規則第 84 条で明記されております。</p> <p>なお、会議録につきましては、伊勢市議会ホームページでご確認いただけます。</p>
<p>2 ⑤</p>	<p>第2条だけ、各項目に () をつけているが、なぜか？ 書式の統一を図るために、() は外したほうが良いのではないか？</p>	<p>法制執務上の整理のため() 書きは、条、項、号の号を表します。 条項中に号を列記する必要のある場合に使われ、この条例では、第2条のみ号が使われております。</p>
<p>2 ⑥</p>	<p>第5条 議長の責務と役割 2 議長の任期は、2年とする。</p> <p>三重県議会や東京都議会など他の自治体議会では、議長の任期を2年としている。 なぜ議長及びその他役職者の任期を明記していないのか？</p>	<p>ご指摘の点につきましては、No.2③のとおりです。</p>

No.	寄せられたご意見	市議会の考え
	<p>議長を複数年務めることで、諸課題に対して継続性を持たせることができる。</p> <p>また、行政との交渉において、一年ごとに議長が変わることは、市長と互角に議論をすることができないと考える。</p> <p>以上のことから、議長の任期を2年として確定させて、明記するべきだと考える。</p>	
2 ⑦	<p>第8条 市民参加及び市民との連携</p> <p>5 会議を例外的に非公開とするときは、非公開にする趣旨を述べた上で、会議出席議員の全会一致をもって、例外的に秘密会にできるものとする。</p> <p>6 会議を秘密会としたときは、秘密会にした趣旨を、記録に残さなければならない。</p>	<p>当市議会では、本会議及び委員会並びに伊勢市議会会議規則第163条第2項に規定する協議及び調整の場である全員協議会及び各常任委員協議会の全ての会議を地方自治法第115条第1項ただし書に規定する場合(秘密会)等を除き、公開しております。</p> <p>また、秘密会とした場合は、その趣旨について記録に残しています。</p>
2 ⑧	<p>2として、議会の会議を、原則として公開すると明記しているが、例外として非公開になる場合の明記がない。</p> <p>現在、議員運営委員会は、委員長が宣言をすると、秘密会になる。</p> <p>また会派代表者会議は、秘密会として運営されている。</p> <p>現実に秘密会があるのだから、それについて明記するべきだと考える。</p>	<p>非公開になる場合については、No.2⑦のとおりです。</p> <p>委員会においても、個人のプライバシーを保護する観点等から、委員長又は委員の発議により、出席委員の過半数の賛成で秘密会とすることができます。</p> <p>なお、各派代表者会議は、伊勢市議会会議規則第163条第2項に規定する協議及び調整の場ではない非公式の会議のため、公開していません。</p>
2 ⑨	<p>第16条 委員会</p> <p>3 委員会は、会長または副会長を選出することができるものとする。</p> <p>4 委員会は、調査事項を、適宜、議会に報告するものとする。</p> <p>現在、各委員会や各分科会では、会長及び副会長を選出している。</p> <p>この議会基本条例案には、それについて明記がない。</p> <p>会長または副会長の選出について明記されたい。</p> <p>委員会は、議会の下部組織であると認識し</p>	<p>ご指摘の点につきましては、No.2②のとおりです。</p>



No.	寄せられたご意見	市議会の考え
	<p>ている。下部組織で確認された事項や決定された事項について、上位組織に対して報告することは基本だと考える。</p> <p>しかし、この議会基本条例には、調査事項に対する報告についての明記がないので、明記されたい。</p>	
<p>2 ⑩</p>	<p>第 18 条 議員研修</p> <p>2 議会の下で行われた研修は、議会に報告するものとする。</p> <p>議会の下で行う議員研修は、公費で行われているはず。</p> <p>だとするならば、当然、報告の義務を負わなければならないと考える。</p>	<p>委員会視察及び政務活動費による会派視察の内容につきましては、議会内での情報共有を図るため、視察申出書及び報告書の写しを各会派に配付することとしております。</p> <p>また、委員会視察及び議長が主催する全議員対象の議員研修の概要につきましては、いせ市議会だより及び市議会ホームページで報告しています。</p>
<p>2 ⑪</p>	<p>第 20 条 広報広聴機能の充実</p> <p>4 広報広聴に係る特別委員会については、別に定める。</p> <p>の項目について削除を要求する。</p> <p>逐条解説では、</p> <p>広報広聴に係る特別委員会については、議会の議決を経て、</p> <p>「伊勢市議会のあり方調査特別委員会企画調整部会及び分科会の設置に関する要綱」で定めています。</p> <p>なお、現在は、議会のあり方調査特別委員会の広報検討分科会及び広聴検討分科会がこの役割を担っています。</p> <p>としているが、現在、広聴検討分科会で議論されているのは、議会報告会の開催ではなく、議員の支持者を中心とした意見交換会である。</p> <p>また、広報検討分科会で議論されているのは、市民に対する広報の方法ではなく、議会での ICT の利用方法である。</p> <p>これらの分科会は、議員が思う議会のあり</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、広報広聴機能の充実につきましては、議会のあり方調査特別委員会の広報検討分科会及び広聴検討分科会で検討してまいります。</p>



No.	寄せられたご意見	市議会の考え
	<p>方に対するものであって、市民が求める広報や広聴ではない。</p> <p>基本条例にふさわしいとは思えないので、削除を要求し、広報広聴特別委員会の設置を求める。</p>	
<p>2 ⑫</p>	<p>第22条 議会事務局</p> <p>2 議会事務局は、議会活動の記録に、努めなければならない。</p> <p>議会事務局は、現在、議事録及び会議録の作成と公開を、業務の一つとして行なっている。</p> <p>現在行われている業務について、明記をするべきだと考える。</p>	<p>議会事務局は、庶務事務、議事事務、調査事務等の一連の業務を処理しています。第22条は、これらの業務を行う議会事務局の機能の強化を図ることを定めており、ご指摘の点の業務も含まれているものと考えます。</p>
<p>2 ⑬</p>	<p>第23条 議会図書室</p> <p>2 議会活動の記録を、収めることとする。</p> <p>議会活動の記録を収めることが、本来の議会図書館の役割だと考える。</p> <p>そのことについて、明記を要求する。</p> <p>最後に、議会図書館の管理及び運営について、明記を行えば良いと考える。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、第23条は、議会図書室の設置目的を定めており、管理及び運営については、「伊勢市議会図書室規程」で定めています。</p>
<p>2 ⑭</p>	<p>この議会基本条例案には、役職者の交代に関する規定が明記されていない。</p> <p>どこの組織でも、役職者が交代するときは、引継ぎを行うことを基本にしている。</p> <p>以前、伊勢市議会の議会報告会において、参加者から前議長は、新議長に対してどのような引継ぎを行ったのかと問われた時、引継ぎはしていないとの回答をした。</p> <p>引継ぎをしない組織で、どのようにして課題や伝統を引き継ぐというのか？</p> <p>第2条の議会の活動原則か、第5条の議長の責務と役割において、交代時の引継ぎについて、明記を要求する。</p> <p>第5条の追加事項として、</p>	<p>ご指摘の点については、従前から議長の引継ぎにつきましては、書面で行われています。</p> <p>なお、任期につきましては、No.2③のとおりです。</p>

No.	寄せられたご意見	市議会の考え
	<p>議長を交代するときは、引き継ぎ書を作成し、新たな議長に対して、引継ぎを行うものとする。</p> <p>もしくは、第2条の追加事項として、役職者が交代するときは、引き継ぎ書を作成し、新たな役職者に対して引き継ぎを行うものとする。</p> <p>この議会基本条例案には、議会に対する報告や連絡及び引継ぎといった基本事項についての明記がないが、なぜか？</p> <p>議長を始めとして、役職者に対して任期を定めていない理由を教えてください。</p> <p>条例等検討分科会の会議録には、議長やその他役職者の任期について、審議した形跡がありません。</p> <p>なぜ審議しなかったのか理由を教えてください。</p>	

#### 4 意見募集結果等による修正

意見募集の結果を受け、検討を行い、以下の3点について案の修正を行います。

##### ①目次

修正前

修正後

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条－第7条）

第3章 市民と議会の関係（第8条・第9条）

第4章 議員の定数及び報酬（第10条・第11条）

第5章 議会と市長等との関係（第12条）

第6章 議会の運営（第13条－第16条）

第7章 政務活動（第17条）

第8章 議会の体制整備（第18条－第20条）

第9章 議員の倫理（第21条）

第10章 議会事務局等の充実（第22条・第23条）

第11章 補則（第24条・第25条）

附則

※本条項中にも挿入して明記いたします。

## ②第16条

### 修正前（委員会）

第16条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査を行わなければならない。

2 委員会は、積極的に継続調査事項を定めるものとする。

### 修正後（委員会）

第16条 常任委員会及び特別委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査を行わなければならない。

2 常任委員会は、積極的に継続調査事項を定めるものとする。

## ③第22条

### 修正前（議会事務局）

第22条 議長は、議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。

### 修正後（議会事務局）

第22条 議会は、議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。